

中小企業 いばらき

CONTENTS

クローズアップ	1
Voice	8
中央会ニュースダイジェスト	12
月次景況調査結果	14
四半期景況調査結果	16
国・県・関係機関等からのお知らせ	19
中央会だより	30

August

8

2024 No.790

クローズアップ

●フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要



写真 「令和6年度関東甲信越静ブロック中央会会長会議」
(写真紹介、記事は表紙裏面ページに掲載)



令和6年度関東甲信越静ブロック中央会会長会議を開催 21項目の要望事項をとりまとめ

中央会

中央会は、7月11日に令和6年度関東甲信越静ブロック中央会会長会議を水戸市内で開いた。

関東甲信越静の1都10県の中央会会長・専務理事等が出席したほか、来賓として全国中央会の森洋会長が出席。

同会議は、中小企業や組合が抱える課題の解決に向け、中小企業団体全国大会で決議する国などに対する要望事項について、関東甲信越静ブロックとしてとりまとめるため毎年開催。本年は茨城県が開催県となった。

阿部会長は、開催県の会長として「中小企業・小規模事業者は、コストを十分に価格転嫁できていない状況にあるほか、人手不足、賃上げへの対応、諸制度改正に伴う対応、DX・GXへの取り組みなど、経営課題が山積している中、中小企業の発展のためには、連携組織の力を十二分に発揮していく必要がある」とした上で、「本会議では、中小企業や組合が抱える課題の解決に向けて、国等への要望事項をとりまとめたい」とあいさつした。

決議項目は、①総合経済対策・中小企業対策、②成長促進・発展対策、③連携対策、④地域経済・振興対策、⑤金融対策、⑥税制対策、⑦労働対策、⑧人材対策、⑨エネルギー・環境対策、⑩工業対策、⑪商業対策、⑫サービス業対策の12分野に分類。

会議では、「中小企業の危機的状況の克服及び経済再生に向けた支援策の強化」、「下請取引の適正化

及び価格転嫁の指導監督の強化」など21項目の要望事項をとりまとめた。

その後、全国の各ブロックから提出された要望は、都道府県中央会の会長等をメンバーとして全国中央会が設置する8分野(総合、税制、金融、労働、エネルギー・環境、工業、商業、サービス業)の専門委員会及び中小企業団体全国大会の運営内容や決議案、宣言案等を決定する特別委員会を経て、10月24日に福井県福井市で開催する第76回中小企業団体全国大会で決議する。決議後は、全国中央会を中心に国等に要望を行っていく。

会議後に懇親会を開催。岩下恭善県副知事、高橋靖水戸市長の来賓挨拶後、新井竜作商工組合中央金庫水戸支店長の発声で、水戸市の乾杯条例により水戸の地酒の「一品」と「副将軍」で乾杯した。アトラクションとして、コマキケイABCアカデミーフラハラのフラダンスショーを実施。また、県内の日本酒、ウイスキー、梅酒等を取り揃えた「いばらき地酒コーナー」を設置し、参加者は茨城の地酒等を堪能しながら歓談した。

【表紙写真の紹介】

左上：(左) 関武志専務理事、(中央) 阿部真也会長、(右) 森洋全国中央会会長
 右上：会議の様子 左下：フラダンスショー
 右下：いばらき地酒コーナー

フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法。以下、「本法律」という。)(令和5年度法律第25号)が令和5年4月28日に可決成立し、同年5月12日に公布され、令和6年11月1日に施行されます。事業者がフリーランスに業務委託を行う場合の義務と禁止行為が定められていますのでご注意ください。

本号では、本法律の概要を紹介します。本法律の説明資料や解説動画等は厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html) に掲載されておりますのでご覧ください。

I. 本法律施行の背景

近年、働き方の多様化が進展し、フリーランスという働き方が普及している。特に、デジタル社会の進展に伴う新しい働き方(いわゆるギグワーカー、クラウドワーカー等)が普及している。

フリーランスを含む多様な働き方を、それぞれのニーズに応じて柔軟に選択できる環境を整備することが重要となっている。一方で、実態調査やフリーランス・トラブル110番などにおいて、フリーランスが取引先との関係で様々な問題・トラブルを経験していることが顕著になった。

<参考>

・実態調査(令和3年 内閣官房ほか)では、フリーランスの約4割が報酬不払い、支払遅延などのトラブルを経験。また、フリーランスの約4割が記載の不十分な発注書しか受け取っていないか、そもそも発注書を受領していない。

II. 問題の要因

一人の個人として業務委託を受けるフリーランスと、組織たる発注事業者との間には、交渉力や情報収集力の格差が生じやすいことがあり、「個人」たる受注事業者は「組織」たる発注事業者から業務委託を受ける場合において、取引上、弱い立場に置かれやすい特性がある。

III. 本法律での対応

事業者間の業務委託における「個人」と「組織」の間における交渉力や情報収集力の格差、それに伴う「個人」たる受注事業者の取引上の弱い立場に着目し、発注事業者とフリーランスの業務委託に係る取引全般に妥当する、業種横断的に共通する最低限の規律を設ける。

それによって、フリーランスに係る①取引の適正化、②就業環境の整備を図る。

IV. 本法律の対象

(1)対象となる事業者

本法律では、「フリーランス」と「発注事業者」を次のように定義している。

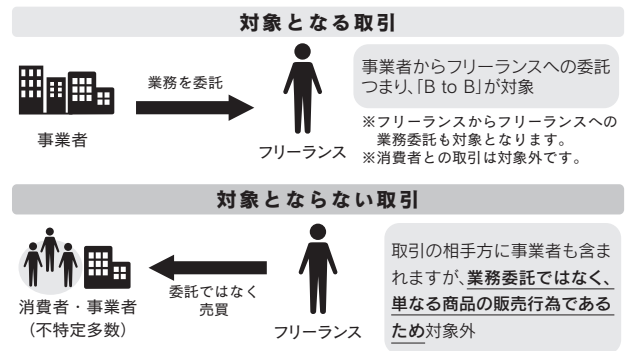
フリーランス	<p>【特定受託事業者】※1 業務委託の相手方である事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの</p> <p>①個人であって、従業員を使用※2しないもの</p> <p>②法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの</p>
--------	--

フリーランス	ただし、第14条では、「特定受託業務従事者」(特定受託事業者である①の個人/特定受託事業者である②の法人の代表者)と定義
--------	--

発注事業者	<p>【特定業務委託事業者】 フリーランスに業務委託をする事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの</p> <p>①個人であって、従業員を使用するもの</p> <p>②法人であって、役員がいる、または従業員を使用するもの</p> <p>【業務委託事業者】 フリーランスに業務委託をする事業者 ※フリーランスも含まれる</p>
-------	---

- ※1 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「特定受託事業者」に該当する。
- ※2 「従業員を使用」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる労働者を雇用することをいう。労働者派遣の派遣先として、上記基準に該当する派遣労働者を受け入れる場合も該当する。なお、事業に同居親族のみを使用している場合は該当しない。

(2)対象となる取引



(3)対象となる取引の内容

本法律の対象となる「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に、給付に係る仕様、内容等を指定して、物品の製造・加工委託、情報成果物の作成または役務の提供を委託することをいう。

①物品の製造・加工委託

規格、品質、デザインなどを指定して、物品の製造や加工などを委託することをいう。

- ・「物品」とは動産のことを意味し、不動産は対象に含まれない。
- ・「製造」とは、原材料に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すこと

・「加工」とは、原材料に一定の工作を加えて価値を付加すること

②情報成果物の作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、デザインなどの作成を委託することをいう。

(情報成果物の例)

- ・ゲームソフト、顧客管理システムなどのプログラム
- ・テレビ番組、映画、アニメーションなど映像や音声などから構成されるもの
- ・設計図、各種デザイン、漫画など文字、図形、記号などから構成されるもの。

③役務の提供委託

運送、コンサルタント、営業、演奏、セラピーなど役務の提供を委託することをいう。この「役務」には物品を修理することにも含まれる。

なお、本法律の適用対象には、業種・業界の限定はなく、発注事業者からフリーランスへ委託する全ての業務が対象となる。

また、下請法（下請代金支払遅延等防止法）では、建設業法における建設工事は対象外となるが、本法律は業種・業界の限定がないため、建設工事も「業務委託」の対象となる。下請法では発注事業者が他者に提供する役務が対象となり、発注事業者が自ら用いる役務を他の事業者へ委託することは「役務提供委託」の対象外となる。本法律では、発注事業者が自ら用いる役務の提供をフリーランスに委託することも対象となる。

V. 義務と禁止行為

本法律で定められている発注事業者の義務と内容は以下の通り。

1. 取引条件の明示義務（第3条）

フリーランスに対し業務委託をした場合は、直ちに、取引の条件を、書面または電磁的方法により明示しなければならない。

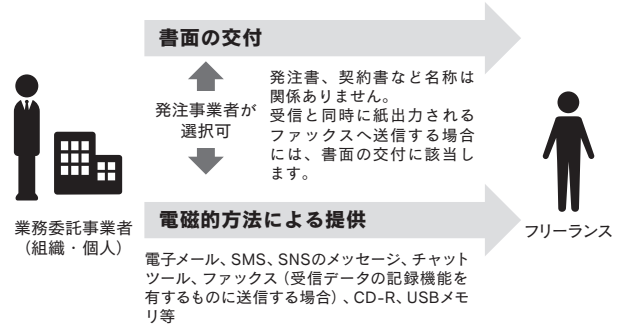
なお、取引条件の明示義務は、フリーランス同士の取引も対象であるため、発注事業者がフリーランスである場合にも義務が課せられる。

(1) 明示すべき事項

- ①発注事業者及びフリーランスの名称
- ②業務委託をした日
- ③フリーランスの給付の内容
- ④給付を受領又は役務の提供を受ける期日
- ⑤給付を受領又は役務の提供を受ける場所
- ⑥給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日
- ⑦報酬の額及び支払期日
- ⑧現金以外の方法で報酬を支払う場合は、支払方法に関すること

(2) 明示方法

取引条件を明示する方法は、書面か電磁的方法のみが認められ、どちらの方法とするかは、発注事業者が選択できる。なお、電話など口頭で伝えることは認められない。



(3) 電磁的方法で提供した後に書面を求められた場合の対応

取引条件を電磁的方法により明示した場合、フリーランスから書面の交付を求められたときは、遅滞なく、書面を交付する必要がある。ただし、フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合※には、必ずしも書面を交付する必要はない。

- ※〈フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合〉
- ・フリーランスからの電磁的方法による提供の求めに応じて、明示をした場合
 - ・業務委託が、契約の締結も含め、インターネットのみを利用するものであり、発注事業者により作成された定型約款がインターネットを利用してフリーランスが閲覧することができる状態に置かれている場合（例：アプリ上で取引の全てが完結する場合）
 - ・既に書面の交付をしている場合

2. 期日における報酬支払義務（第4条）

発注事業者は、発注した給付を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めて、その日までに報酬を支払わなければならない。なお、支払期日を定めなかったときの支払期日は「物品等を実際に受領した日」、給付を受領した日から起算して60日を超えて定めたときの支払期日は「受領した日から起算して60日を経過する日」となる。



(1) 起算日（給付を受領した日）

- ①製品の製造・加工委託
検査の有無は関係なく、発注事業者が物品を受け取り、自己の占有下に置いた日
- ②情報成果物の作成委託
・情報成果物を記録した電磁的記録媒体（USBメモリ、CD-R等）を受け取り、自己の占有下に置いた日
・電気通信回線を通じて発注事業者の用いる電子計算機内に記録されたとき
- ③役務の提供委託
・個々の役務の提供を受けた日
・役務の提供に日数を要する場合には、一連の役務の提供が終了した日

※情報成果物の作成委託、役務の提供委託では起算日に例外あり。「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」P19・20参照

(2)支払期日の定め方

支払期日は、具体的な日を特定できるように定める必要がある。

〈支払期日の記載例〉

○ (良い例)	●月●日支払 毎月●日締切、翌月●日支払
× (違反例)	●月●日まで ●●日以内

(3)再委託の場合における支払期日の例外

元委託者から受けた業務の全部または一部を、発注事業者がフリーランスに再委託し、かつ、通常明示すべき事項に加えて、必要事項を明示した場合、フリーランスへの報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して30日以内のできる限り短い期間内で定めることができる。

なお、再委託の場合における支払期日の例外(再委託の例外)を適用する場合には、取引条件を明示する際に、通常明示すべき事項に加えて、①再委託である旨、②元委託者の名称(識別できるもの)、③元委託業務の対価の支払期日の3つも明示する必要がある。

また、再委託の場合における例外的な支払期日を選んだ場合、発注事業者が元委託者から前払金の支払を受けた時には、発注事業者は、フリーランスに対して、フリーランスが資材の調達などの業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう、適切な配慮をする必要がある。

3. 発注事業者の禁止行為(第5条)

フリーランスに1ヶ月以上の業務委託をしている発注事業者には、7つの禁止行為が定められている。フリーランスの理解を得ている場合や発注事業者が違法性の意識がない場合でも、以下の禁止行為は本法律に違反することになるので、十分注意が必要である。

①受領拒否

フリーランスに責任がないにも関わらず、委託した物品や情報成果物の受け取りを拒むこと。発注事業者の一方的な都合による受注取り消しや、納期を延期することで、予め定めた納期に情報成果物を受け取らないことも受領拒否に該当する。

②報酬の減額

フリーランスに責任がないにも関わらず、業務委託時に定めた報酬の額を、後から減らして支払うこと。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額に関わらずあらゆる減額行為が禁止されている。

③返品

フリーランスに責任がないにも関わらず、フリーランスに委託した物品や情報成果物を受領後に引き取らせること。なお、不良品などがあった場合には、受領後6ヶ月以内に限り、返品することが認められる。

④買ったたき

フリーランスに委託する物品等に対して、通常支払われる対価に比べ著しく低い報酬の額を定めること。買ったたきは、発注事業者がフリーランスに業務委託し、報酬を決定する際に規制される。報酬の額は、フリーランスとしっかり協議して定めることが重要である。

⑤購入・利用強制

フリーランスに委託した物品等の品質を維持、改善するためなどの正当な理由がないのにも関わらず、発注事業者が指定する物や役務を強制して購入、利用させること。

⑥不当な経済上の利益の提供要請

発注事業者が自己のために、フリーランスに金銭、役務、その他の経済上の利益を提供させることによって、フリーランスの利益を不当に害すること。

名目を問わず、報酬の支払とは独立して行われる金銭の提供や、作業への労務の提供をすることが、フリーランスの直接の利益とならない場合が対象となる。

⑦不当な給付内容の変更・やり直し

フリーランスに責任がないにも関わらず、費用を負担せず、フリーランスの給付の内容を変更、フリーランスの給付を受領後に給付をやり直させるなど、フリーランスの利益を不当に害すること。

発注者側の都合で、発注の取り消しややり直しを求める場合には、フリーランスが作業に要した費用を負担する必要がある。

4. 募集情報の的確表示義務(第12条)

発注事業者は、広告等によりフリーランスを募集する際は、その情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最新の情報の内容に保たなければならない。

【発注事業者の義務】

①虚偽の表示の禁止

意図して募集情報を実際の就業に関する条件とは異なる表示とした場合や、実際には存在しない業務に関する募集情報を提供した場合などには、「虚偽の表示」に該当する。

〈法違反となる例〉

- ・実際に業務委託を行う事業者と別の事業者名で募集情報を掲載する。
- ・実際の報酬額よりも高額な報酬額の募集情報を表示する。

②誤解を生じさせる表示の禁止

一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示は、「誤解を生じさせる表示」に該当する。

〈留意点〉

- ・報酬額等について、実際の報酬額等よりも高額であるかのように表示しない。
- ・職種又は業種について、実際の業務内容と著しく乖離する名称を用いない。
- ・フリーランスの募集と、労働者の募集が混同されるような表示をしない。

③正確かつ最新の表示の義務

以下の措置を講じるなど、募集情報を正確・最新の内容に保たなければならない。

〈主な措置の例〉

- ・募集を終了・内容を変更した場合は、速やかに募集情報の提供を終了・内容を変更する。
- ・いつの時点の募集情報かを明らかにする。

○的確表示義務の対象となる募集情報の事項

発注事業者は、フリーランスの募集内容のうち、以下の①～⑤を表示する場合は、「虚偽の表示・誤

解を生じさせる表示となっていないか」、「正確かつ最新の内容となっているか」を確認する必要がある。

募集情報の事項	具体的な内容の例
①業務の内容	・成果物または役務提供の内容 ・業務に必要な能力または資格 ・検収基準 ・不良品の取扱いに関する定め ・成果物の知的財産権の許諾・譲渡の範囲 ・違約金に関する定め など
②業務に従事する場所・期間・時間に関する事項	・業務を遂行する場所、納期、期間、時間 など
③報酬に関する事項	・報酬の額（算定方法を含む） ・支払期日 ・支払方法 ・交通費や材料費等の諸経費（報酬から控除されるものも含む） ・成果物の知的財産権の譲渡・許諾の対価 など
④契約の解除・不更新に関する事項	・契約の解除事由 ・中途解除の際の費用・違約金に関する定め など
⑤フリーランスの募集を行う者に関する事項	・フリーランスの募集を行う者の名称・業績 など

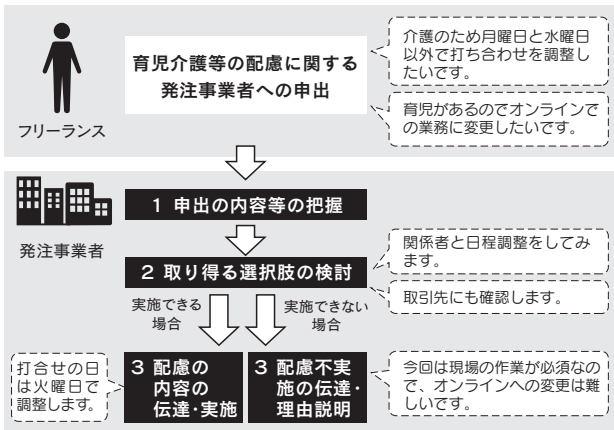
5. 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（第13条）

発注事業者は、フリーランスの申出に応じて、以下を行わなければならない。

- ・6ヶ月以上の期間で行う業務委託について、フリーランスが妊娠、出産、育児又は介護（育児介護等）と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければならない。
- ・6ヶ月未満の期間で行う業務委託について、フリーランスが育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をするよう努めなければならない。

発注事業者の義務

発注事業者は、フリーランスからの申出があった場合、次の1～3の配慮を行わなければならない。



➔ 1. 申出の内容等の把握

フリーランスから申出があった場合には、その内容を十分に把握することが必要である。

※申出の内容を共有する者の範囲は必要最低限にするなど、プライバシーの保護に留意する。

2. 取り得る選択肢の検討

フリーランスの希望する配慮や、取り得る対応を十分に検討することが必要である。

3. 配慮の内容の伝達・実施/配慮不実施の伝達・理由の説明

配慮の内容や選択肢について十分に検討した結果、①業務の性質・実施体制等を踏まえると難しい場合や、②配慮を行うと業務のほとんどができない等、契約目的の達成が困難な場合など、やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、不実施の旨を伝達し、その理由について、必要に応じ、書面の交付・電子メールの送付等により分かりやすく説明することが必要である。

(1)発注事業者による望ましくない取扱い

①フリーランスからの申出を阻害すること

〈該当する例〉

・膨大な資料の提出など、申出の手続きをわざと煩雑や過重負担になるようにすること。

・発注事業者の役員または従業員が、申出をためらわせるような言動を行うこと。

②フリーランスが申出をしたことまたは配慮を受けたことのみを理由に契約の解除その他の不利益な取扱い※を行うこと

〈該当する例〉

・フリーランスが出産に関する配慮を受けたことを理由として、現に役務を提供しなかった業務量に相当する分を超えて報酬を減額すること。

・フリーランスが育児介護等の配慮を受けたことを理由として、発注事業者の従業員が繰り返し、継続的に嫌がらせ的な言動を行い、フリーランスの能力発揮や業務の継続に悪影響を生じさせること。

〈該当しない例〉

・育児のためこれまでよりも短い時間で業務を行うことになったフリーランスについて、就業時間の短縮により減少した業務量に相当する報酬を減額すること。

・配慮の申出を受けて話し合いをした結果、フリーランスが従来の数量の納品ができないことがわかったため、その分の取引の数量を削減すること。

※「契約の解除その他不利益な取扱い」となる行為の例

①契約の解除を行うこと。

②報酬を支払わないこと又は減額を行うこと。

報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった場合や、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに報酬の額を減らすことがあった場合などは、「不利益な取扱いに該当する（第13条の望ましくない取扱いに該当する）」ほか「第4条（期日における報酬支払義務）」や「第5条（禁止行為）に違反する」場合もあるので、注意が必要。

③給付の内容を変更させること又は給付を受領した後に給付をやり直させること。

④取引の数量の削減

⑤取引の停止

⑥就業環境を害すること。

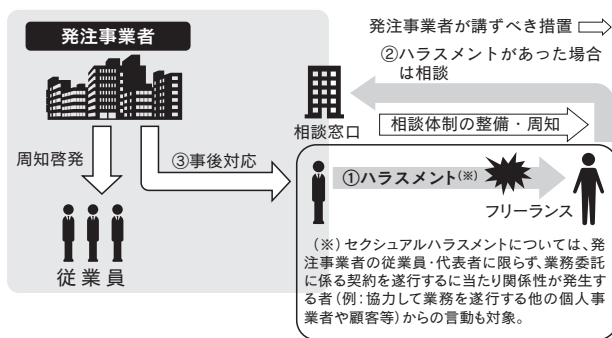
6. ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）

ハラスメントによりフリーランスの就業環境を害することのないよう相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じなければならない。また、フリーランスがハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(1)業務委託におけるハラスメントの種類

セクハラ	対価型	性的な言動に対するフリーランスの対応により、契約の解除等の不利益を受けること。
	環境型	フリーランスの就業環境が不快なものとなり、能力の発揮に重大な悪影響が生じること。
マタハラ	状態への嫌がらせ型	フリーランスが妊娠・出産したこと、つわりなどにより業務を行えないことなどに関する言動により就業環境が害されるもの。
	配慮申出等への嫌がらせ型	フリーランスが妊娠・出産に関して法第13条の配慮の申出をしたことなどに関する言動により就業環境が害されるもの。
パワハラ	定義	業務委託に関して行われる①取引上の優越的な関係を背景とした言動であって、②業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③フリーランスの就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすもの。
		<ul style="list-style-type: none"> ・身体的な攻撃 ・精神的な攻撃 ・人間関係からの切り離し ・過大な要求 ・過小な要求 ・個の侵害

(2)発注事業者が講ずべき措置



①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発

- ・発注事業者の方針等の明確化と社内（業務委託に係る契約担当者等）へ周知・啓発すること。
- ・ハラスメント行為者に対しては厳正に対処する旨の方針を就業規則などに規定すること。

②相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ・相談窓口を設置し、フリーランスへ周知すること。
- ・相談窓口担当者が相談に適切に対応できるようにすること。

※従業員向けの相談窓口を、フリーランスも利用できるようにすることも可能。

③業務委託におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

- ・事案についての事実関係を迅速かつ正確に把握すること。
- ・事実関係の確認ができた場合、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に実施すること。
- ・事実関係の確認ができた場合、行為者に対する措置を適正に実施すること。
- ・ハラスメントに関する方針の再周知・啓発などの再発防止に向けた措置を実施すること。

④併せて講ずべき措置

- ・上記①～③の対応に当たり、相談者・行為者などのプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、従業員及びフリーランスに対して周知すること。
- ・フリーランスが相談をしたこと、事実関係の確認などに協力したこと、労働局などに対して申出をし、適当な措置を求めたことを理由に契約の解除などの不利益な取扱いをされない旨を定め、フリーランスに周知・啓発すること。

7. 中途解除等の事前予告・理由開示義務（第16条）

発注事業者は、6ヶ月以上の期間で行う業務について、契約の解除又は不更新を行おうとする場合、例外事由に該当する場合を除いて、解除日または契約満了日から30日前までにその旨を予告しなければならない。

予告がされた日から契約が満了するまでの間に、フリーランスが解除の理由を発注事業者に請求した場合、発注事業者は、例外事由に該当する場合を除いて、遅滞なく開示しなければならない。

【事前予告義務の対象となる業務委託】

①6ヶ月以上の期間で行う業務委託に該当すること。

6ヶ月以上の業務委託だけでなく、契約の更新により6ヶ月以上継続して行う業務委託を指す。

②契約の解除（※1）または不更新（※2）に該当すること。

→①と②の両方に該当する場合、解除日または契約満了日から30日前までに解除または更新しない旨の予告が必要。

※1 契約の解除

発注事業者からの一方的な契約解除。

※2 契約の不更新

発注事業者が不更新をしようとする意思を持って、契約満了日から起算して1ヶ月以内に次の契約を締結しないこと。

○事前予告の例外事由

- ①災害などのやむを得ない事由により予告が困難な場合
- ②フリーランスに再委託している場合で、上流の事業者の契約解除などにより直ちに解除せざるを得ない場合
- ③業務委託の期間が30日以下など短期間である場合
- ④フリーランスの責めに帰すべき事由がある場合
- ⑤基本契約がある場合で、フリーランスの事情で相当な期間、個別契約が締結されていない場合

(1)理由開示の例外事由

予告がされた日から契約が満了するまでの間に、フリーランスが解除の理由を発注事業者に請求した場合、発注事業者は次の例外事由を除いて、遅滞なく開示しなければならない。

(例外事由)

- ①第三者の利益を害するおそれがある場合
- ②他の法令に違反することとなる場合

(2)事前予告・理由開示の方法

- 以下のいずれかの方法で行わなければならない。
- ①書面の交付 ②ファックス ③電子メール等

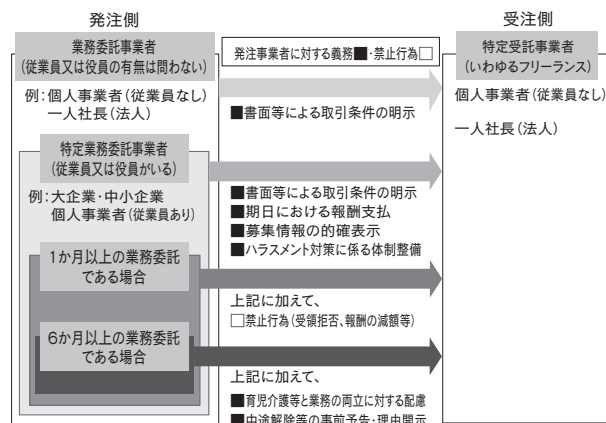
VI. 対象者毎の規制内容

- ①「取引条件の明示義務」は、当事者の認識の相違を減らしてトラブルの未然防止に資し、発注事業者と受注事業者双方に利益があることから、個人に業務委託をする者には、従業員の有無を問わず、業務委託事業者（発注事業者）に対して取引条件の明示の義務を課している。
- ②個人たる受注事業者（従業員なし）と組織たる発注事業者（従業員あり）の間で交渉力・情報収集力の格差があり、「個人」たる受注事業者が取引上の弱い立場にあることを踏まえ、特定業務委託事業者（従業員あり）に対して期日における報酬支払、募集情報の的確表示、ハラスメント対策の義務を課している。

加えて、一定の期間以上の業務委託である場合※は、特定受託事業者は発注事業者との間で一定の経済的依存・従属関係が生じていること等から、受領拒否等の禁止、育児介護等の配慮、中途解除等の予告・理由開示の義務を課している。

※契約の更新により一定の期間以上の期間継続して行うこととなる業務委託も含む。

事業者間の取引（業務委託）



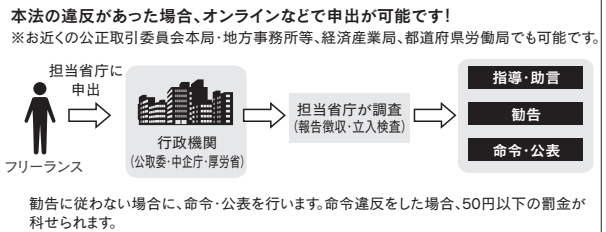
VII. 違反行為への対応

フリーランスは、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省に対して、発注事業者に本法違反と思われる行為があった場合には、その旨を申し出ることができる。公正取引委員会等は、その申し出の内容に応じて、報告徴収・立入検査といった調査を行い、発注事業者に対して指導・助言のほか、勧告を行い、勧告に従わない場合には命令・公表をすることができる。命令違

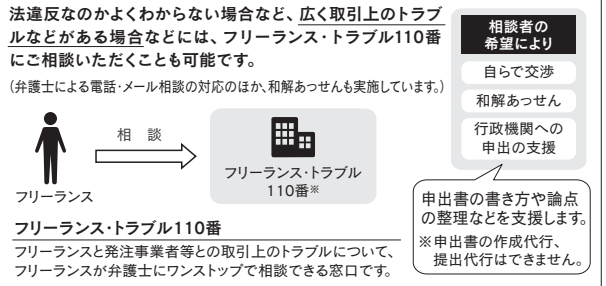
反には50万円以下の罰金が科せられる。

なお、発注事業者は、フリーランスが行政機関の窓口へ申出をしたことを理由に、契約解除や今後の取引を行わないなど、不利益な取り扱いをしてはならない。

本法に基づき行政機関へ申出を行う場合



フリーランス・トラブル110番に相談する場合



VIII. 問い合わせ先

1. 来会や電話によるご相談は、以下の窓口にご連絡ください。

①内容が取引の適正化に関するもの(第3条、第4条、第5条、第6条第3項)のみの場合

- 公正取引委員会 事務総局 経済取引局取引部 フリーランス取引適正化室 (茨城県管轄)

住所: 東京都千代田区霞が関1-1-1

中央合同庁舎第6号館B棟

TEL: 03-3581-5479 (直)

- 中小企業庁 事業環境部 取引課

住所: 千代田区霞が関1-3-1

TEL: 03-3501-1669 (直)

- 関東経済産業局 産業部 適正取引推進課 (茨城県管轄)

住所: 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館

TEL: 048-600-0325 など

②内容が就業環境の整備に関するもの(第12条、第13条、第14条、第16条、第17条第3項)のみの場合

- 各都道府県労働局

(参考) 茨城労働局

住所: 水戸市宮町1丁目8番31号

茨城労働総合庁舎4階

TEL: 029-277-8201

③フリーランスが発注事業者等との取引上のトラブルなどがある場合に弁護士にワンストップで相談できる窓口

- フリーランストラブル110番

TEL: 0120-532-110

2. 行政機関への申出について

オンラインによる申出をご利用ください。(詳細は、今後HPで公表予定)